

身体障害者福祉法における肝臓機能障害

(身体障害者手帳)の認定について



宮崎医療センター病院副院長 宇都 浩文
消化器・肝臓病センター長

医学・医療技術の進歩とともに、様々な疾患に対する有効な薬剤が数多く開発され、臨床で使用できるようになりました。例えば、肝硬変患者さんでは難治性腹水にはサムスカ、肝性脳症にはリフキシマ、亜鉛欠乏症にはノベルジン、皮膚掻痒症にはレミッチ、などの薬剤が有効で、以前と比較して、肝硬変患者さんの生活の質と生命予後は改善しています。しかし、これらの薬剤は高価であり、多くの患者さんで、以前と比較して薬剤費が非常に負担となってきています。また、外来診療時に腹部エコー、CT、内視鏡検査等を頻回に行う必要がある患者さんも多くいらっしゃいますので、その自己負担額も高額となります。しかし、一部の患者さんでは、障害の程度によっては身体障害の認定を受けることで(身体障害者手帳を交付されていることで)、医療機関での自己負担が軽減される可能性があります。

身体障害者手帳は、身体障害者福祉法に定める身体上の障害(一定の障害が永続している、日常生活活動に著しい制限を受けている)がある患者さんに交付され、福祉サービスや税制上の優遇措置、障害者雇用等を利用する際に必要となります。障害の種類には、視覚障害、聴覚又は平衡機能の障害、肢体不自由などのほか、肝臓の機能の障害も含まれます。身体障害者手帳の交付は肝臓の機能の障害のある患者さんの中でも病状が進行した患者さんに限られます。

理念

○私たちは、自分が受けた医療・看護・介護を提供します。

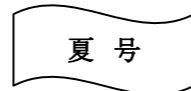
基本方針

- ・患者さまの権利と尊厳を大切に、心のこもった医療・看護・介護を提供します。
- ・根拠に基づいた説明のできる医療・看護・介護を実践します。
- ・全職種による安全で質の高いチーム医療を行います。
- ・急性期から在宅医療までを繋ぐ医療・看護・介護を提供します。
- ・地域連携に努め、地域包括ケアシステムの発展に貢献します。

 宮崎医療センター病院

四季

題字 理事長自筆



2021年 7月28発行



宮崎医療センター病院
宮崎市高松町2-16
TEL:0985-26-2800
FAX:0985-27-6811



新型コロナウイルス感染対策と熱中症予防

当院でも新型コロナウイルス感染拡大防止のために、病院入口での検温や手指消毒等をお願いしております。既にご存知の内容かと存じますが、来院される皆様に少しでもご自身や周りの方を含め、次の実践例を参考にご自身の生活に合った「新しい生活様式」と熱中症予防を実践していただければと思います。

- マスクの着用や咳エチケットの徹底
(屋外で十分な距離があれば熱中症を防ぐためにマスクをはずしましょう)
- 手洗い・手指消毒の徹底(手洗いは30秒程度、丁寧に)
- 「3密」の回避(密集、密接、密閉)
- 身体的距離の確保(最低1m、できれば2mは間隔を空ける)
- こまめに換気(エアコン併用で室温を28℃以下に設定)
扇風機や換気扇で空気を循環させましょう
- こまめな水分と塩分の補給をしましょう(水分は1日1.2ℓを目安に)
- 感染が流行している地域への移動は控える(地域の感染状況に注意)
人ごみの多い場所や込んでいる時間帯は避けて行動しましょう



病院機能評価認定証が届きました



この度4回目の認定を頂いた病院機能評価の認定証が、公益財団法人日本医療評価機構より届きました。A4に縮小したコピーを外来受付とB館入口近くに掲示しています。今後も病院全体でマニュアルの改定や職員の意識改革、様々な基準の見直しなどを行い、医療・看護・介護の質改善を継続的に行い、当院の理念である「私たちは、自分が受けた医療・看護・介護を提供します」という目標に向けて病院一丸となって取り組み、より安心で安全な医療・看護・介護の提供につなげていければと思います。

認定期間:2021年3月20日~2026年3月19日

月刊誌「ケアマネジャー」に掲載されました

月刊誌「ケアマネジャー」にみやざき総合介護サービスの今吉美和子さんのインタビュー記事が掲載されました。他職種連携の輪を広げる今吉さんの活動や連携の経緯など、2ページにわたって掲載されています。



患者様の権利

- ・患者様は、良質な医療サービスを平等に受ける権利があります。
- ・患者様は、人格・意思が尊重され、人間としての尊厳を守られる権利があります。
- ・患者様は、自分自身の診療に関する情報の提供を受ける権利があります。また、他の医療機関の医師の意見(セカンドオピニオン)を求める権利があります。
- ・患者様は、医療従事者から説明を受けた後に、提案された診療計画などを決定する権利があります。
- ・患者様は、プライバシーを尊重される権利があります。

【患者の皆様へのお願い】

良質な医療を実現するために、医師をはじめとする医療提供者に対し、ご自身の健康に関する情報をできるだけ正確に提供して下さいようお願い致します。

 宮崎医療センター病院



令和3年度 健康診断のご案内

年に一度の健康診断はお済ですか？

日本人の平均寿命は、年々伸びていますが、生活習慣病も年々増加しています。健康診断を受けることによって、病気の早期発見、早期治療が可能となります。健康管理の一環として、健康診断を年一回受けましょう!!



◎当院では下記の健(検)診を実施しております。

宮崎市特定健診

健診内容 ・計測・血液検査
対象者 35歳以上の宮崎市国保加入者

宮崎市大腸がん検診

健診内容 ・免疫便潜血検査(2日法)
対象者 40歳以上の人

宮崎市胃がんバリウム検診

健診内容 ・胃部エックス線検査
対象者 50歳以上の奇数年齢の人

宮崎市胃がんリスク検診

健診内容 ・血液検査
対象者 40歳以上で過去4年度に受診歴のない人

宮崎市胃がん内視鏡検診

健診内容 ・胃内視鏡検査
対象者 50歳以上の偶数年齢の人

宮崎市前立腺がん検診

健診内容 ・血液検査
対象者 40歳以上の男性

宮崎市乳がん検診(超音波のみ)

健診内容 ・超音波検査
対象者 30歳以上の女性

宮崎市肝炎ウイルス検査

健診内容 ・血液検査
対象者 過去の受診歴がない人

社会保険被扶養者等の特定健診

健診内容 ・計測・血液検査
対象者 健保・共済等にご加入の被扶養者

その他

企業健診や入職前健診も行っております。
※検査項目等を事前に確認させていただきます。

★各種、健(検)診の費用につきましては健康診査受診券に記載されています。

※健康診断は予約制となっております。1日にお受けできる人数が限られております。ご希望の方はお早目にご予約をお願い致します。(健康診査受診券をご準備の上ご連絡ください)

＜予約受付・問合せ＞ 宮崎医療センター病院 医事課
月～金(平日) 8:30～17:00
TEL:0985-26-2800



☆ 通所リハビリテーション作品紹介 ☆

通所リハビリテーションの利用者様と一緒に、定期的に季節の作品を花紙等で作っています。今回は7月の作品です。また、利用者様が季節に合った絵を描いてくださっています。



只今作成中

通所リハビリテーション事業所では要支援1から要介護5の認定を受けられた方々が利用しています。興味のある方は、近くの地域包括支援センターまたは担当ケアマネージャーにご相談ください。

以前は、国際的な肝臓機能障害の重症度分類であるChild-Pugh分類(表1)の3段階(A・B・C)のうち、分類C(10点以上)のみが対象でしたが、平成28年4月1日より身体障害者福祉法における肝臓機能障害(身体障害者手帳)の認定基準が見直されることになり、分類B(7点以上)も対象となりました(図1)。

	1点	2点	3点
肝性脳症	なし	軽度(I・II)	昏睡(III以上)
腹水	なし	軽度	中等度以上
血清アルブミン	3.5g/dl超	2.8～3.5g/dl	2.8g/dl未満
プロトロンビン時間	70%超	40～70%	40未満
血清総ビリルビン	2mg/dl未満	2～3mg/dl	3mg/dl超
分類A: 5～6点(上記のすべてが1点であれば合計は5点)			
分類B: 7～9点			
分類C: 10～15点(上記のすべてが3点であれば合計は15点)			

障害の詳細については、身体障害者福祉法施行規則別表第5号「身体障害者障害程度等級表」に記載されていますが、肝臓機能障害については、障害の種類別に重度の側から1級から4級の等級が定められています。例えば、肝臓機能障害の2級は「肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの」と記載されています。しかし、この表現のみでは判断が難しく、実際は図1に従って、等級を判定します。表2に示す認定基準の項目をいくつ満たすかによって、等級は異なります。また、Child-Pugh分類Bであっても表2の項目を十分満たさない患者さんも多くいらっしゃいますので、注意が必要です。

今回の内容は肝硬変患者さんの身体障害認定だけでなく、肝硬変の重症度を理解する上での基礎知識習得にも役立ちます。ぜひ今後の診療にお役立てください。

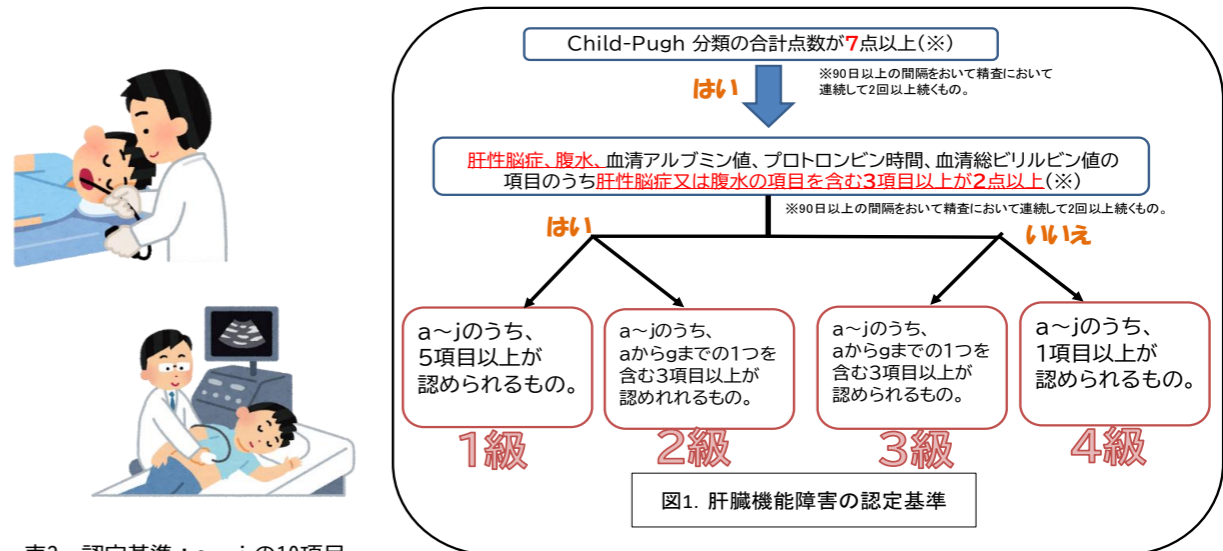


表2. 認定基準: a～jの10項目

補完的な肝機能診断	a	血清総ビリルビン値が5.0mg/dl以上
	b	血中アンモニア濃度が150μg/dl以上
	c	血小板数が50,000/mm ³ 以下
病状に影響する病歴	d	原発性肝がん治療の既往
	e	特発性細菌性腹膜炎治療の既往
	f	胃食道静脈瘤治療の既往
	g	現在のB型肝炎又はC型肝炎ウイルスの持続的感染
	h	1日1時間以上の安静臥床を必要とするほどの強い倦怠感及び易疲労感が月7日以上ある
日常生活活動の制限	i	1日に2回以上の嘔吐あるいは30分以上の嘔気が月に7日以上ある
	j	有痛性筋けいれんが1日に1回以上ある